

賀茂地域広域連携会議設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下、「賀茂地域」という。）における連携強化、一体的な振興を図るための方針や計画の決定等を行うことを目的とし、賀茂地域広域連携会議（以下、「広域連携会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 広域連携会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域の課題解決に向けた広域連携の方針又は計画協議に関すること。
- (2) 決定した方針又は計画実現のために必要な県・市町事業の連携調整に関すること。
- (3) 県・市町の連携協約制度等を活用した事務執行体制の検討に関すること。
- (4) その他、広域連携推進のために必要な協議に関すること。

（組織）

第 3 条 広域連携会議は、別表 1 に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 議長は、静岡県賀茂振興局長をもって充てる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（会議）

第 4 条 広域連携会議は、議長が必要に応じて招集し、主宰する。

（参与）

第 5 条 広域連携会議には、必要に応じて参与を置くことができる。

- 2 参与は、広域連携会議において意見を述べるることができる。

（幹事会）

第 6 条 広域連携会議の所掌事務に関し、幹事会を置く。

（幹事会の構成）

第 7 条 幹事会は、別表 2 に掲げる職にある者を幹事とし組織する。

- 2 幹事会に幹事長を置き、幹事長は静岡県賀茂振興局参事兼地域振興課長をもって充てる。

- 3 幹事長は、幹事会を主宰する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による幹事以外の者を加えることができる。

(幹事会の会議等)

第8条 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集する。

- 2 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事会構成員を長とした専門部会を設置することができる。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 広域連携会議及び幹事会の庶務は、静岡県賀茂振興局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

| 所 属 | 役 職 |
|----------|-----|
| 静岡県賀茂振興局 | 局長 |
| 下田市 | 市長 |
| 東伊豆町 | 町長 |
| 河津町 | 町長 |
| 南伊豆町 | 町長 |
| 松崎町 | 町長 |
| 西伊豆町 | 町長 |

別表 2（第 7 条関係）

| 所 属 | 役 職 |
|----------|-----------|
| 静岡県賀茂振興局 | 参事兼地域振興課長 |
| 下田市 | 企画財政課長 |
| 東伊豆町 | 企画調整課長 |
| 河津町 | まちづくり推進課長 |
| 南伊豆町 | 企画調整課長 |
| 松崎町 | 企画観光課長 |
| 西伊豆町 | 企画防災課長 |